

2021（令和3）年度法友会 宣言・決議

あるべき入管法の改正を求める決議

2021(令和3)年7月3日

法友会

2021(令和3)年2月19日に閣議決定された出入国管理及び難民認定法の改訂案(以下「入管法案」といいます。)は、非正規滞在外国人の長期収容・送還忌避の増大を解消するために国会審議に付されましたが、以下に述べるような重大な問題点を孕んでいました。

1 難民申請者の送還停止効に例外を設けること

入管法案は、難民申請者の送還停止効(61条の2の9第3項)について、原則として3回目以上の申請者など(61条の2の9第4項)には認めないとしていました。

しかし、難民申請者が同じ理由で複数回申請を繰り返さなくてはならないのは、帰国した場合には迫害の危険があるからです。日本政府は難民条約の解釈に独自の見解を持ち込み、諸外国であれば保護されるべき申請者の多くを保護していません。諸外国では数十パーセントの認定率であるのに日本では1パーセント未満から1パーセント程度です。世界中で難民認定されているトルコ国籍のクルド人は日本では一人も認定されていません。3回目以後の申請者について送還停止効に例外を設けるのであれば、まず、保護すべき難民申請者を保護していると評価できる実績を作ることが大前提です。

なお、入管法案では「補完的保護対象者」の保護規定を設け、救済の範囲が広がったという説明がされることがありました。しかしながら、「補完的保護対象者」の定義は、難民条約に定める政治的意見等の5つの理由以外の理由で、「迫害を受けるおそれがあるという十分理由のある恐怖」を有する者とされていました。日本の難民認定数が少ないのは、難民条約上の5つの理由に該当するかどうかよりも、むしろ「迫害を受けるおそれがあるという十分理由のある恐怖」の認定が厳しすぎるからなのです。補完的保護対象者は、現行の人道配慮による在留特別許可より保護の範囲が

狭まる可能性が高いとすらいえます。

2 収容に代わる監理措置

入管法案では、全件収容主義の例外として「収容に代わる監理措置」(以下「監理措置」といいます。)を設けようとしていました。これにより、現在、非正規滞在などの退去強制事由(入管法24条各号)に該当する外国人は全て収容＝身体拘束して退去強制手続を進める「全件収容主義」を改めると政府は説明していました。

しかしながら、監理措置の許可は地方出入国在留管理局の職員である主任審査官の判断に委ねられます。人身の自由を奪う、国家権力による重大な人権制限の作用であるのに、事前の司法審査が不要なのです。刑事手続に置き換えれば、検察庁の次席検事が自ら被疑者に勾留状を発付できるようなものです。また、その要件も逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれ、不法就労のおそれ、「その他の事情」を考慮して、「相当と認める場合」に許可できるというものでした。現行の収容からの解放手段である仮放免制度(入管法54条)と判断主体は変わらず、要件も曖昧なままです。また、監理措置が許可されなければ、上限のない無期限収容が続くことも、現行法と同じです。

むしろ、監理措置は、監理人となる者に監理対象となる外国人の生活状況などの届出義務を課し、これを怠ったときには過料の制裁を科すものとしています。これまで仮放免の保証人と外国人との関係は相互の信頼を基礎にしていました。それが、過料の制裁に怯えながら、依頼者の動静について、入管当局に届出をしなくてはならなくなったら、基礎となるのは信頼ではなく、支配・被支配の関係性に変容してしまいます。

政府は、国連の恣意的拘禁作業部会等から度々導入を勧告されていた事前の司法審査を採り入れなかった理由として、収容をする現場の入国警備官よりも上級

職の主任審査官が行うのだから適正にできるということを挙げていました。しかしながら、入管という行政機関のみで身体拘束をすることの判断の中立性・公正さが問われていたものであり、政府の説明は弁明にすらなっていません。

また、政府からは事後的に行政訴訟ができるから大丈夫という説明もされましたが、行政訴訟の平均審理期間は15.7か月であり、迅速な救済とはほど遠いものです。仮の救済手段として行政事件訴訟法25条の執行停止制度は存在しますが、2010年4月28日の大阪地裁決定を最後に、その後収容の執行停止決定が認められた事例は一件もありません。つまり、政府の説明は、およそ迅速かつ効果的な救済方法とはいえないが行政訴訟の機会乃至制度があるからそれでいいだろうと述べているだけなのです。

3 廃案、そして勝負はこれから

上記以外にも、退去の命令に応じない外国人を刑事罰に処するなど、多岐に亘って問題のある入管法案でした。法案は、長期収容・送還忌避問題を、強制送還をしやすくすることで解消しようとする排除の理念を

根底に作成されたものでしたが、難民申請者・超過滞在者も同じ血が流れる人であるという当然の認識のもと、排除ではなく共生による解決を求める多くの声が最終的に国会を動かし、廃案となりました。

しかしながら、今回の廃案は、酷い現状の更なる悪化を回避できたということに留まります。

日弁連や東弁をはじめとした全国の単位会・弁護士会連合会の声明等にあるように、「排除ではなく共生を」という理念に基づく法制度を確立すべきです。上記で指摘した2点について言えば、難民認定を出入国在留管理庁とは別の独立した専門家による組織に委ねること、収容は必要最小限度に留めることを法律で明記し事前の司法審査を導入すること、事後的な解放についても簡易な司法審査を導入すること、収容の上限を設けることが挙げられます。

本当の勝負は、これからです。

法友会は、真の入管法「改正」を実現するため、弁護士・弁護士会や各種団体、市民、国際機関などと連携しつつ活動していくことを決議します。

以上